

令和7年度の各都道府県の 募集定員上限について(追加)

令和7年度の各都道府県の募集定員上限について（追加）

- 令和7年度の各都道府県の募集定員上限については、別紙の①～④により算出した結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%を上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、激変緩和措置による加算の対象ではない都道府県に限る）に対しては、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算（以下、この加算を「補正加算」という）することとしたところ。【令和5年12月1日開催の第4回医師臨床研修部会において承認】
- しかしながら、
 - ・ 激変緩和措置による加算の対象であるために補正加算の対象外とされたため、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%を上回る都道府県（**滋賀県**）
 - ・ 令和6年度研修において一病院当たりの募集定員数を1から2に増加するための加算をしていたため、補正加算後も令和6年度募集定員からの減少率が3.2%を上回る都道府県（**石川県、京都府、岡山県**）については、当該都道府県における募集定員配分に係る調整が困難となるおそれがある。
- このため、補正加算（別紙の⑤）については、以下のとおり改めてはどうか。

改正案（今回の提案）	改正前の案（12月1日の部会で承認された案）
<p>⑤募集定員上限等の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算</p> <p>①～④の結果、令和6年度の募集定員上限等（令和6年度の募集定員上限又は令和6年度の募集定員配分のうちいずれか多い方の数値をいう。以下同じ）からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限等からの減少率が3.2%となるまで加算</p>	<p>⑤募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算</p> <p>①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算</p>

■ 全国の募集定員上限 (11,067人)

研修希望者数 (推計) (10,540人) × 1.05 ※1

※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■ 各都道府県の募集定員上限

① 人口

全国の研修医総数 (9,443人※2) × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数 (9,443人) × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

③ 基本となる数

全国の研修医総数 (9,443人) × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数 (推計) は、研修希望者数 (推計) に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ④ 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数※3
- (2) 離島の人口※4
- (3) 医師少数区域の人口※5
- (4) 都道府県間の医師偏在状況※6

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は④×0.07、30未満の都道府県は④×0.1を加算

※4 ④ × 離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口 を加算

※5 ④(2)までを配分した後の未配分の数 × 「当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口」を加算

※6 ④(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況 (医師偏在指数) に応じて按分した数を加算

+ ⑥ 激変緩和措置(直近の採用人数保障)

・ ①～③の合計 (「仮上限」) が、直近 (令和5年度) の採用人数よりも少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限 × 0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の (「仮上限」 - 令和5年度採用数)}}{\text{各都道府県の (「仮上限」 - 令和5年度採用数) の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2% (過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの) を上回る都道府県 (令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る) に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

(注) 令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする。